

## 消防活動阻害物質の追加について！

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部が改正され、火災の際、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質として、消防法第9条の3の規定に基づき、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない物質(これを「**消防活動阻害物質**」といいます。)が新たに追加されました。

このことにより、次に掲げる物質を、**200キログラム以上**を貯蔵し、又は取り扱っている場合、あるいはこれから貯蔵し、又は取り扱おうとする場合は、管轄消防署長に届出をしてください。

- ・ **オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤**
- ・ **1-ブロモ-3-クロロプロパン及びこれを含有する製剤**

※消防法第9条の3(圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いの届出関係)

### 施行期日

**平成 24 年 7 月 1 日**から規制を受けることとなります。



印西地区消防組合消防本部

予防課 危険物係

☎ 0476 (46) 9976